

介護保険

65歳以上の方の介護保険料

今年10月から介護保険料の徴収がはじまります。

第1号被保険者(65歳以上)の保険料

10月から1年間は半額となり、所得によって5段階に調整されます。

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
所得段階	生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者で町民税世帯非課税	世帯全員が町民税非課税	本人が町民税非課税	本人が町民税課税で合計所得金額250万円未満	本人が町民税課税で合計所得金額250万円以上
町基準額 年間26,460円	基準額×0.5	基準額×0.75	基準額	基準額×1.25	基準額×1.5
平成12年度 年間保険料	3,307円	4,961円	6,615円	8,268円	9,922円

保険料はどうやって納めるの？



老齢（退職）年金が年額18万円以上の方
→年金から差し引かれます。（特別徴収）

老齢（退職）年金が年額18万円未満の方
→納入通知書で個別に納めます。（普通徴収）

まもなく65歳になる方

年度途中で65歳になる方の介護保険料は、誕生月の前月（1日が誕生日の方は前々月）分までは医療保険（国民健康保険・社会保険等）と合わせて納めます。

65歳になってからの介護保険料は、その年度に限り別途送付する納入通知書で納めます。

※老齢（退職）年金が年額18万円未満の方は町から納入通知書を送付しますので指定の金融機関で納めてください。

口座振替をご利用ください。

忙しい方、なかなか外出できない方は介護保険料の口座振替が便利です。詳しくは税務課にお問い合わせください。



問合せ 保健福祉課介護保険係
☎@1158